

積立傷害保険 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	あいおいニッセイ同和確定拠出年金用傷害保険(5年)
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 保険の種類	確定拠出年金法及びその政省令に定める元本確保型の運用方法に該当する損害保険契約
4. 商品属性	
基本的性格	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月の拠出金(払込保険料)に対し、払込時に適用された「保証利率」を保証期間満了時等において保証する保険です。 ● 保証利率は、設定時の金利情勢等に応じて毎月決定されます。一度設定した保証利率は、5年の保証期間中変更されることはありません。 ● 保証期間満了後は、新たな保証利率が自動的に適用されます。 ● 他商品へ預替え(スイッチング)する場合、保証利率は適用されず経過期間に応じた返戻金が支払われます。返戻金は、積立金(払込保険料とその利息)を下回ります。ただし、引受保険会社により元本は保証されており、返戻金が払込保険料を下回ることはありません。 ● 転退職等により、個人型年金や他の企業型年金へ積立金を移換する場合には、積立金残高が移換されます。 ● 不慮の事故によるケガのための死亡の場合には、事故日の積立金残高の1.1倍が保険金(死亡一時金)として支払われます。
給付の種類	<ul style="list-style-type: none"> ● 給付事由により、次のとおり返戻金または保険金が支払われます。 <ul style="list-style-type: none"> <<老齢給付金>> ◇ 返戻金(積立金残高を取り崩して支払われます。)を年金もしくは一時金として受取ることができます。 <<障害給付金>> ◇ 返戻金(積立金残高を取り崩して支払われます。)を年金もしくは一時金として受取ることができます。 <<死亡一時金>> ◇ ケガにより亡くなられた場合は、事故日の積立金残高を1.1倍した金額が一時金として支払われます。 ◇ ケガ以外の病気等により亡くなられた場合は、返戻金(積立金残高を取り崩して支払われます。)を一時金として受取ることができます。 ● 老齢給付金、障害給付金を年金で受取る場合は、積立金残高の一部を取り崩して支払われます。年金もしくは一時金でのお受取りを選択いただくことが出来ます。
給付の方法	<ul style="list-style-type: none"> 《年金》 ◇ 積立金残高を一部ずつ取り崩してお支払いいたします。 ◇ 給付開始後も積立期間中と同様の方法で運用を継続します。 《一時金》 ◇ 給付請求時の個人別管理資産額が一時金の金額となります。
保険期間	第1回払込保険料の約定日(通常、拠出日の翌営業日)から、保険契約者が指定した保険期間満了日まで(5年以上)です。
5. お申込み方法 拠出単位	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により払い込みができます。 1円以上、1円単位
6. 利率について	
利率の設定/適用	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証利率は、金利情勢等に応じて、毎月決定されます。 ● 当月の保証利率は、約定日が当月となる払込保険料に適用されます。
保証利率の適用期間	保証利率は5年間適用されます(保証期間中で変更されることはありません)。
保証期間満了時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証期間満了時の金利情勢等に応じて、新たな保証利率が自動的に設定され、適用されます。 ● 新たに設定される保証利率は、次の保証期間満了時まで保証されます。
7. 手数料その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証利率は契約管理等に係る諸費用を予め差し引いた後の実質利率です。 ● 他商品へ預替え(スイッチング)する場合、保証利率は適用されず経過期間に応じた返戻金が支払われます。(詳しくは、「10.預替え時の取扱い」をご覧ください。)

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
8. 持分の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 積立金は、元本に保証利率を乗じて求めた利息を加えて計算されます。 ● 他商品へ預替え(スイッチング)する場合、保証利率は適用されず経過期間に応じた返戻金が持分となります。
9. 預替え(スイッチング)時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 預替え(スイッチング)による解約は全部あるいは一部について随時可能です。 ● 解約の際には、保証利率は適用されず経過期間に応じた返戻金が支払われます。返戻金は、積立金(払込保険料とその利息)を下回ります。ただし、引受保険会社により元本は保証されており、返戻金が払込保険料を下回ることはありません。 ● 実際に解約の際のお受取金額等については、記録関連運営管理機関(日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー)のWebまたはコールセンターでご確認ください。
10. 中途退職時の取扱い	<p>転退職等により、個人型年金や他の企業型年金に移換する場合には、その時点での積立金残高が移換されます。</p>
11. セーフティーネット情報	<ul style="list-style-type: none"> ● この商品は、損害保険契約者保護機構による補償対象です。 ● 損害保険会社の経営が破綻した場合など業務または財産の状況が変化した時には、保険金・満期返戻金・解約返戻金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。損害保険会社が経営破綻に陥った場合、損害保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご契約条件の変更が行われる可能性があり、お受取りになる保険金・満期返戻金・解約返戻金等が削減されることがあります。 ● なお、詳細につきましては、 損害保険契約者保護機構: 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地(損保会館内) tel 03-3255-1635 までお問合せください。
12. 保険金の定義と 保険金が支払われる場合	<ul style="list-style-type: none"> ● この商品における保険金とは、ケガ(急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害)により死亡した場合に支払われる金額を指します。なお、病気による死亡は保険金支払いの対象になりませんのでご注意ください。 ● 事故によるケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、事故日の積立金残高を1.1倍した金額が保険金(死亡一時金)として支払われます。 ● 保険金が支払われない主な事由として次のものがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 故意、自殺、犯罪または闘争行為によるケガ ◇ 脳疾患、疫病または心神喪失によるケガ ◇ 無資格運転または酒酔運転中のケガ ◇ 地震、噴火、これらによる津波、戦争、暴動等を原因とするケガ ◇ 妊娠・出産・流産または外科的手術その他の医療処置 など ● 病気による死亡を含め、上記の保険金が支払われる事故以外の原因によって亡くなられた場合には、返戻金として死亡時点での積立金残高が支払われます。
13. ご加入にあたってのご注意	<p>保証利率の適用、積立金残高の計算は、約定日を基準に行われます。</p>
入金	<p>保険責任の開始日(第1回払込保険料の約定日)より前に生じた事故については、保険金は支払われません。</p>
保険責任開始時期	<p>「13. 保険金の定義と保険金が支払われる場合」に該当する事故が発生した場合には直ちに引受保険会社にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡がない場合には、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。</p> <p>なお、事故状況調査および保険金の請求等のために所定の書類を引受保険会社もしくは記録関連運営管理機関へご提出いただくことがありますのでご了承ください。</p>
事故発生時の手続き	<p>死亡保険金が支払われた場合には、当該被保険者に係る積立金および返戻金は支払われません。また、保険金が支払われる事故以外の原因によって亡くなられた場合には、その時点での積立金残高が支払われます。</p>
ご契約の中途終了	<p>死亡保険金が支払われた場合には、当該被保険者に係る積立金および返戻金は支払われません。また、保険金が支払われる事故以外の原因によって亡くなられた場合には、その時点での積立金残高が支払われます。</p>
14. 引受保険会社	<p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</p>

(運営管理機関) りそな銀行

- ◆ 当資料は、確定拠出年金法施行規則第20条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 当保険商品は損害保険契約者保護機構の対象商品です。